

平成29年度決算検査報告について

I 掲記件数 374件、指摘金額 1156億9880万円

(前年度 掲記件数 423件、指摘金額 874億4130万円)

II 検査報告に掲記した主な検査結果

会計検査院は、我が国の社会経済の動向、財政の現状等を踏まえて国民の期待に応える検査に努め、**正確性、合規性、経済性、効率性、有効性**等の観点から検査を実施し、平成29年度決算検査報告に、主に次のような検査結果を掲記した。

① 不当事項（会計検査院法第29条第3号）

<件数：292件、指摘金額：75億5409万円>

(不適正な会計経理や補助金の過大な交付等の不適切な事態を指摘したもの)

② 意見を表示し又は処置を要求した事項（同法第34条又は第36条）

<件数：28件、指摘金額：88億8487万円>

(不適切又は不合理な事態を是正あるいは改善するために直接当局に意見を表示したり、処置を要求したりしたもの)

③ 本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

<件数：39件、指摘金額：992億8338万円>

④ 国会及び内閣に対する報告（同法第30条の2）

<件数：7件>

⑤ 国会からの検査要請事項に関する報告（同法第30条の3）

<件数：3件>

⑥ 特定検査対象に関する検査状況

<件数：5件>

(国民の関心が高い事項等について検査の状況を明らかにするもの)

平成29年度決算検査報告の特徴的な案件

(1) 国民生活の安全性の確保 に関するもの

- ① 山地災害危険地区における治山事業の計画 <事例1>
- ② 高速道路構造物の点検と補修対策の実施
- ③ 通信ビルへの移動電源車の配備と洪水等による浸水リスク

(2) 社会保障 に関するもの

- ① 労災治療計画書の作成の実態を踏まえた労災治療計画加算の運用 <事例2>
- ② ジョブ・カードの活用を促進するための企業内人材育成推進助成金の支給

(3) 制度・事業の実施体制、効果的な運営等 に関するもの

- ① 防衛装備品に係るコストデータを一元的に管理・分析するシステムの整備 <事例3>
- ② 官民ファンドにおける業務運営の状況

(4) 制度・事業の適正で公平な運用 に関するもの

- ① 介護自立支援事業による交付金と介護保険による給付の重複 <事例4>
- ② 競馬等の払戻金に係る所得に対する課税状況

(5) 資産、基金等のストック に関するもの

- ① 株式会社商工組合中央金庫における危機対応準備金の国庫納付 <事例5>
- ② 防衛施設周辺地域において騒音障害防止等のために取得した国有地の管理

(6) 予算の適正な執行、会計経理の適正な処理等 に関するもの

- ① データ入力請負業務等における監督、検収等 <事例6>
- ② 航空機、艦船等に搭載する物品の物品増減及び現在額報告書への計上

(7) 環境及びエネルギー に関するもの

- ① 再エネ熱利用事業により導入された設備の整備効果 <事例7>
- ② 汚泥再生処理センターにおける資源化設備の経済的な整備

事例1. 山地災害危険地区における治山事業の計画

治山事業

山地災害から国民の生命、財産等を守ることを目的として、治山施設を整備するもの



危険地区調査

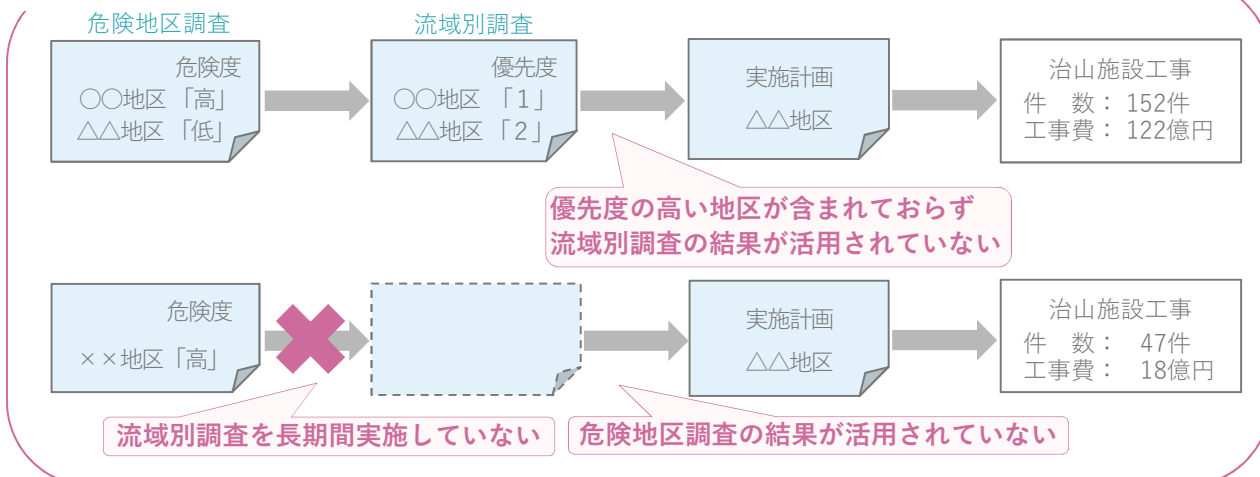
山地災害による被害のおそれのある地区及びその実態を把握して危険度を判定するもの

流域別調査

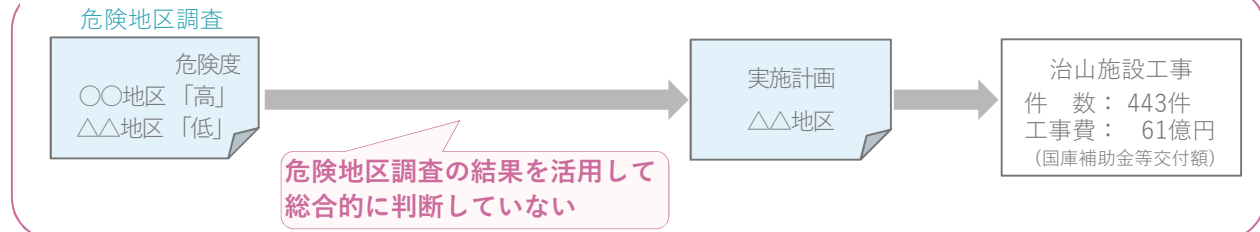
山地荒廃の実態を把握して工事の優先度を判定するもの



直轄治山事業（森林管理局）



補助治山事業（都道府県）



林野庁に処置を要求

- 1 森林管理局に対して、実施計画の策定に当たり、流域別調査の結果を実施計画に反映するよう指示すること、流域別調査を適時適切に実施して、山地荒廃の実態や治山施設の整備の必要性を把握するよう指示すること
- 2 都道府県に対して、実施計画の策定に当たり、計画箇所を現地の荒廃状況等と合わせて危険度を活用して総合的に判断して選定するよう周知すること

事例2. 労災治療計画書の作成の実態を踏まえた労災治療計画加算の運用

< 労災により労働者が入院した場合 >

医師、看護師等が共同して
入院診療計画書を作成し患者等に説明 → 入院基本料の点数を算定

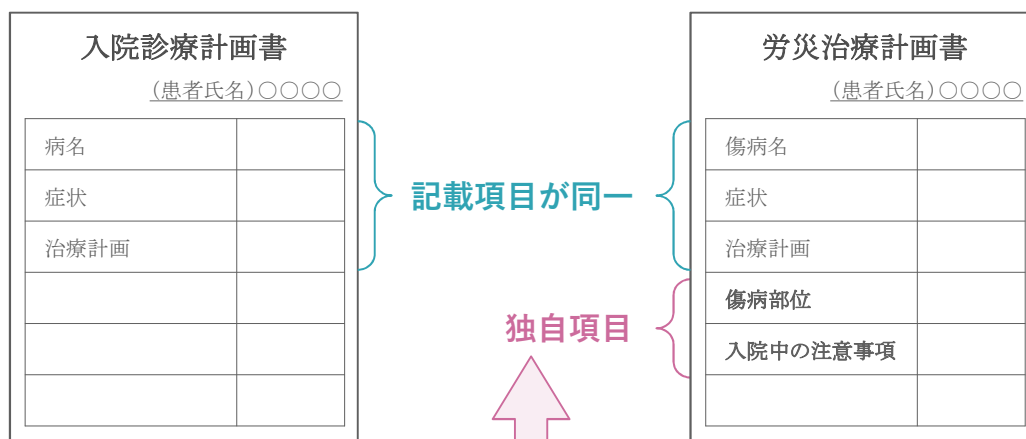
医師、看護師等が共同して
労災治療計画書又はこれに準ずる文書を作成し傷病労働者に説明 → 入院基本料の点数に加算
(労災治療計画加算)

労働者をできる限り早く治療に導き、社会復帰させる趣旨



労災治療計画加算に係る労災診療費の件数と支払額
76,714件 8957万円

労災治療計画書を作成せず、入院診療計画書をもって
労災治療計画書に代えていた 73,818件 8616万円
(上記の96.2%)



- ・「傷病部位」は、傷病名と合わせて記述される（例：右上腕骨骨折）ため、**実質的には独自項目とはいえない**
- ・労災治療計画書が作成された場合の「入院中の注意事項」には、**記載がなかったり、記載内容が労災診療に限られないようなもの**（例：安静、禁煙）であったりした

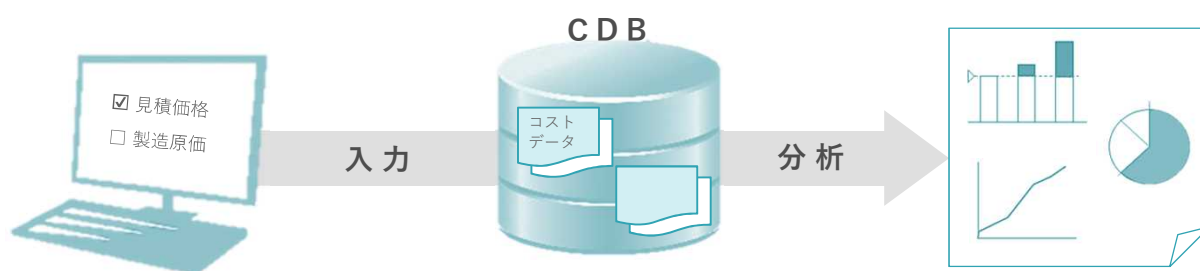
厚生労働省に意見を表示

労災治療計画書の作成の実態等を踏まえて、**労災治療計画加算を設けた趣旨をいかした運用が可能であるか改めて検討し、その結果を踏まえて廃止を含めた抜本的な見直し**を行うこと

事例3. 防衛装備品に係るコストデータを一元的に管理・分析するシステムの整備

防衛装備品は、製造などをする企業が限られ、市場価格が形成されにくいことから、予定価格の算定は民間企業の見積資料に依存

⇒ **ライフサイクルコスト・コストデータベース・パイロットモデル（CDBシステム）**
を平成28年度から試験導入（整備、運用費 2億3373万円）



CDBシステムの整備目的

過去の実績価格、見積資料等をデータベースとして蓄積し、比較・分析して、CDBシステムが見積資料の妥当性の検証のために有用であるか検証する

予定価格を決める基準となる **見積価格** と **製造原価** を比較する目的だったのに、**いずれか一方しか入力できない** ⇒ **コストデータを比較できない**

適正な価格を見積もるための **詳細な部品の原価や人件費が入力されていたのは全体の1割以下** ⇒ **コストデータの分析に適さない**

民間企業への原価調査の実施が低調（25,26年度: 0件、27~29年度: 年平均7件） ⇒ **製造原価を取得する機会が十分に確保されていない**

CDBシステムの整備目的が達成されていない

防衛省に意見を表示

- ① 製造原価の取得方法やコストデータの分析手法について検討する体制を整備し、民間企業と調整して、コストデータの具体的な分析手法を検討すること
- ② コストデータシステムの在り方、仕様の見直しについて検討し、製造原価の取得の機会を十分確保する体制を整備すること

事例4. 介護自立支援事業による交付金と介護保険による給付の重複

介護自立支援事業

介護サービスを受けていない中重度の要介護者を現に介護している家族を慰労するために市町村が実施する事業（慰労金の支給）

厚生労働省は、市町村に対して交付金を交付

27年度制度改正

交付金（慰労金）と保険給付（介護サービス）の同一家族内での重複を回避するため、交付金の交付対象について「**介護サービスを受けていない**」という条件を追加（一時的な介護サービスは許容）

交付金 と 保険給付 が重複 (慰労金) (介護サービス)

18府県157市町村の慰労金支給の状況を検査

継続的な介護サービス受給者を介護する家族に係る慰労金支給
16府県 66市町村 延べ67,732人
8億9063万円（交付金相当額3億4734万円）

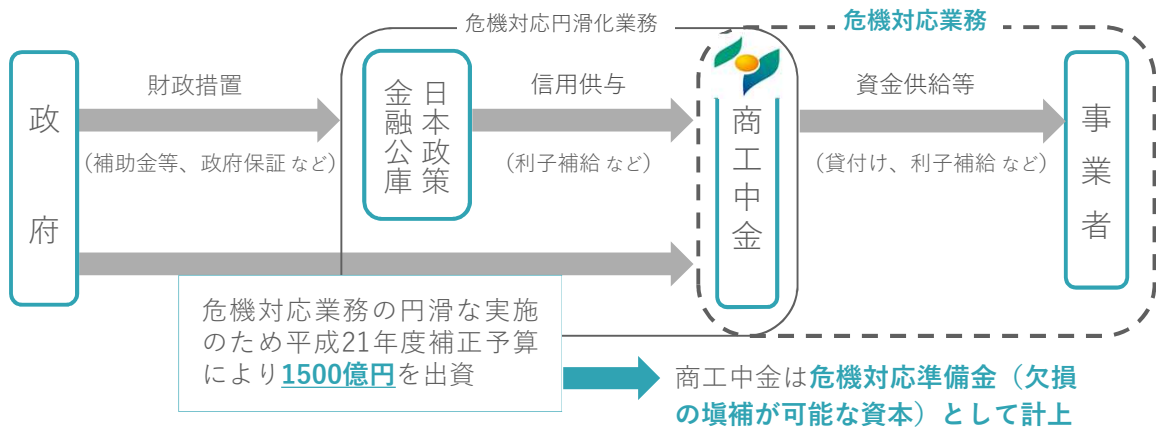


厚生労働省に処置を要求

介護保険制度の下で、介護自立支援事業と介護サービスとの整合を図るために、要介護者が一時的に受けることができる介護サービスの範囲を明確にして市町村に周知すること

危機対応業務

日本政策金融公庫からの信用供与を受けて、内外の金融秩序の混乱又は大規模な災害等の危機事象によって事業者が受けた被害に対処するために当該事業者が必要な資金の貸付け等を行うもの



商工中金法に基づき

- ・ **危機対応準備金の額の見通し及びその根拠**を、事業年度ごとに経済産業大臣及び財務大臣に**報告**
- ・ 危機対応業務の円滑な実施のために必要な**財政基盤が十分に確保されるに至ったと商工中金が認める場合**には、危機対応準備金の額の全部又は一部を**国庫納付**

➡ **商工中金は具体的な検討を行っていなかった**

危機対応貸付け等の状況

28年11月、不正事案判明
大幅な減少傾向
(27年4月～29年3月)

総自己資本比率の状況

20年度以降、目標を達成
28年度末時点においても目標を上回る

欠損の填補状況

24年度以降、利益剰余金が継続的に増加
欠損の填補が行われる状況ではない

商工中金が講じた処置

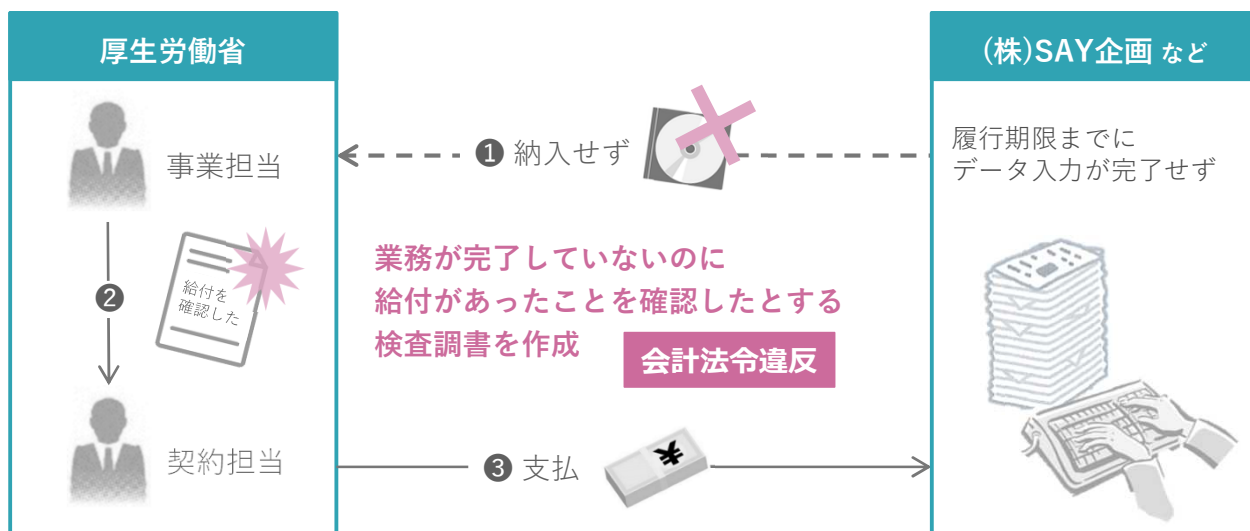
- ① 危機対応準備金の額の適正な水準を事業年度ごとに検討する
- ② 150億円を国庫に納付する予定であることを30年6月に経済産業大臣及び財務大臣に報告

事例6. データ入力請負業務等における監督、検収等

厚生労働本省における データ入力等の請負業務契約 94件 9億8544万円を検査

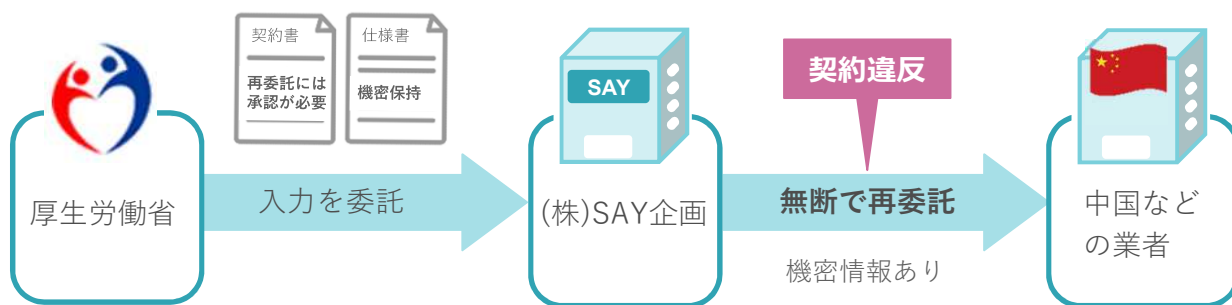
■ 事実と異なる検査調書を作成して代金を支払っていた 5件 1685万円

(雇用均等・児童家庭局、社会・援護局)



■ 無断で中国などの業者に下請けに出していた 4件 2億2007万円

(大臣官房統計情報部、社会・援護局)



契約の履行を確保するための監督が不十分

厚生労働省に処置を要求

- ① 職員に対して、会計法令の遵守を周知徹底すること
- ② 契約の履行に十分な期間が確保されているか検討するとともに、業者の実施体制を十分に確認すること
- ③ 業者に対して、契約条項を遵守するよう周知徹底すること
- ④ 監督職員の立入調査等の対象及び方法を定めて周知徹底すること

事例7. 再エネ熱利用事業により導入された設備の整備効果

再生可能エネルギー熱利用加速化支援対策事業

資源エネルギー庁は、安定的かつ適切なエネルギー需給構造の構築を図ることを目的として、民間事業者等が事業主体となって再エネ熱利用等設備を導入する事業に、補助金を交付

〔補助事業者として選定した(一社)新エネルギー導入促進協議会に対する補助金の交付額 127億7916万円(平成23~27年度)〕

燃料のバイオマス依存率



バイオマス熱利用設備

依存率60%未満
(補助要件違反)
3件 5743万円



バイオマス燃料

3事業主体(3件)が協議会に提出した利用状況報告書には、

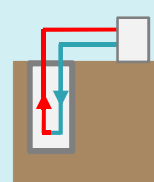
バイオマス依存率100%と記載

再エネ熱利用等設備の利用状況



バイオマス熱利用設備

・長期間稼働を停止
・達成率が低調
34件 9億5956万円



地中熱利用設備

5事業主体(6件)が協議会に提出した利用状況報告書には、

事実と異なる稼働状況や達成率の記載

協議会

利用状況報告書の確認

記載内容を裏付ける資料を提出させることとしていなかったことから、**記載内容が適切か十分に確認できない**

事業主体に対する改善指導

改善に向けた具体的な取組内容を把握しておらず、**改善指導が十分に行われていない**

資源エネルギー庁に処置を要求

協議会に対して以下のことを指導すること

- ① 利用状況報告書の提出時に記載内容を裏付ける資料を提出するよう事業主体に周知し、**補助の要件を満たしているかを確実に確認**したり、**稼働状況や達成率を適切に把握**したりすること
- ② 長期にわたり稼働を停止していたり達成率が低調となっていたりしている場合に改善計画を提出するよう事業主体に周知して、改善計画の進捗状況を適切に把握するなどの**改善指導**を行うこと